

「令和7年度決算に基づく健全化判断比率等」を公表します

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、平成19年度決算より地方公共団体の財政の健全性を示す指標（「健全化判断比率」および「資金不足比率」）を算定することになりました。

「健全化判断比率」は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの指標があり、それぞれに早期健全化基準と財政再生基準があります（④は財政再生基準はありません）。

①～④のどれか1つでも早期健全化基準以上となると、自主的な改善努力による財政の健全化を図るため、「財政健全化計画」を策定したり、外部監査を求めなければいけません。また、同じく財政再生基準以上となると、国等の関与による確実な財政の再生を図るため、「財政再生計画」を策定したり、外部監査を求めたり、地方債の発行が制限されます。

「資金不足比率」は、公営企業会計ごとに算定し、経営健全化基準以上になると、公営企業の経営健全化を図るため、「経営健全化計画」を策定し、外部監査を求めなければいけません。

以上のように、健全化判断比率等を平成19年度決算より毎年度、監査委員の審査を受けたうえで、その意見を付けて議会に報告するとともに、町民の皆様へ公表することになりました。

森町の令和7年度決算における「健全化判断比率」および「資金不足比率」の算定結果は、次のとおりです。

※ 「健全化判断比率」・「資金不足比率」の算定結果（令和7年度）

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、森町の令和7年度決算に基づく「健全化判断比率」及び「資金不足比率」を公表します。

○健全化判断比率

(単位: %)

指標名	森 町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.34	20.00
連結実質赤字比率	—	19.34	30.00
実質公債費比率	8.6	25.0	35.0
将来負担比率	10.4	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結赤字比率は、実質赤字がないため「—」と表示しています。

○資金不足比率

(単位: %)

会計名	森 町	経営健全化基準
森町水道事業会計	—	20.0
森町国民健康保険病院事業会計	—	20.0
森町公共下水道事業会計	—	20.0
森町港湾整備事業特別会計	—	20.0

※ 資金不足がないため「—」と表示しています。

《 各指標の概要 》

・実質赤字比率

一般会計及びホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計(以下、「一般会計等」という。)を対象とした実質赤字の標準財政規模(町の経常的な収入)に対する比率です。
当町は実質収支が黒字であるため「—」表示となっています。

・連結実質赤字比率

全会計における実質赤字の標準財政規模に対する比率です。
当町は黒字であるため「—」表示となっています。

・実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。
当町は8. 6%で、早期健全化基準を下回っています。

・将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。
当町は10.4%で、早期健全化基準を下回っています。

・資金不足比率

公営企業ごとの資金不足の事業規模に対する比率です。
当町は全事業において資金不足が発生していないため、「—」表示となっています。